

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

天理市長 並 河 健

天理市条例第4号

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
(天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年3月天理市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第11条中「介護時間」の次に「、子育て部分休暇」を加える。

第15条の2の次に次の1条を加える。

(子育て部分休暇)

第15条の3 子育て部分休暇は、職員(育児短時間勤務職員等を除く。)が満6歳に達する日後の最初の4月1日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 子育て部分休暇については、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

第17条の見出し及び同条第1項中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

(天理市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 天理市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月天理市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「による介護時間」を「による介護時間若しくは子育て部分休暇」に、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改める。

(天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例（昭和41年12月天理市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「又は介護時間」を「、介護時間」に、「の承認」を「又は子育て部分休暇（当該職員が満6歳に達する日後の4月1日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(家族の介護を行う天理市職員の休業に関する条例の廃止)

2 家族の介護を行う天理市職員の休業に関する条例（平成13年3月天理市条例第17号）は、廃止する。